

氏名(本籍)	いわぎけんたろう 岩城賢太郎(広島県)		
学位の種類	博士(文学)		
学位記番号	博甲第3874号		
学位授与年月日	平成18年3月24日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	人文社会科学研究科		
学位論文題目	修羅能における「いくさ語り」に関する研究 -室町前・中期成立の修羅能の展開-		
主査	筑波大学教授		犬井善壽
副査	筑波大学教授		稲垣泰一
副査	筑波大学助教授		大倉浩
副査	筑波大学助教授	博士(学術)	吉森佳奈子

## 論文の内容の要旨

本論文は、世阿弥元清(1363～1443頃)によって完成されたと見てよい修羅能の、それ以後の展開の実態とその持つ意味を、修羅能の眼目の一つである「いくさ語り」に注目して諸作品を適時的・共時的に分析することによって、明かにすることを目的とする。その構成は、以下の通りである。

序章——研究の目的・方法

第1部 世阿弥作及び世阿弥の影響下に成立した修羅能

第1章 謡曲<忠度>に見る「平家の物語のまま」ということ

第2章 謡曲<知章>の舞台上の「時」

第3章 謡曲<箆>の「いくさ語り」

第4章 世阿弥周辺に成立した修羅能に見える『源氏物語』のことは

第2部 世阿弥以降の修羅能の展開

第1章 謡曲<朝長>の「いくさ語り」の素材と語り手

第2章 謡曲<兼平>のシテ今井四郎兼平霊の「いくさ語り」

終章——謡曲作品における「いくさ語り」の展開

まず、序章において、神仏等をシテとする脇能に次いで成立したのは軍体の修羅能であるのか女体の鬘能であるのかという、能楽そのものの展開に関わる問題を解明する上で、修羅能の眼目の一つである「いくさ語り」の持つ意義の大きいことを説き、本論文の目的を明確にする。次いで、その解明に当たっては、修羅能各作品の本文流伝の把握が欠かせないこと、修羅能の本説すなわち典拠である中世軍記文芸の本文流伝との関連においてその作品を把握すべきであることを説く。世阿弥がその著『三道』において「軍体の能姿。仮令、源平の名将の人体の本説ならば、ことにことに平家の物語のままに書くべし」と述べた能作の在り方の言辞を各作品の分析の基点とすると宣言する。

第1部においては、世阿弥作あるいは世阿弥周辺の作とされる謡曲の本文を分析する。

第1章では、謡曲<忠度>において、和歌をよくするシテ平忠度についてワキが「文武二道をうけ給ひて、世上にまなこたかし」と語る点に注目し、本説である『平家物語』において忠度を武人として強く表出する

本文から風雅の人と強調する本文へという流伝が見られることを指摘し、謡曲〈忠度〉は『平家物語』がなしえなかった「文武二道」を備えた理想的な武人像を造型したことを明かにする。これを以て、修羅能に関する「平家の物語のままに書くべし」という世阿弥の言辭は、さような本説からの乖離をも認めた上での本説受容の姿勢であることを明かにする。

第2章では、寿永3年(1184)に須磨で討たれた平知章が「いくさ語り」をする謡曲〈知章〉において、世阿弥時代書写の久次本に、須磨の地に着いたワキが「亡き人の第三年のしるし」の卒塔婆を見出だすとある件、つまり舞台上の時間が応永期の観客にとって3年前とされる点に注目し、三年忌供養の件とはせず過去を語るという修羅能の基本姿勢を示す現行諸流等に比して、応永期の観客にとってこの能は現代劇であったとし、さらに謡曲〈知章〉諸本に作中時間の変容が見られると指摘する。

第3章においては、謡曲〈箆〉は前場にクセを配しており、世阿弥晩年に既に上演されたことが確かであるが、一曲の中の聞かせどころであるクセは後場に配するべきであるとする世阿弥の言辭に反しており、修羅能の「いくさ語り」が世阿弥晩年に早くも変化を生じ始めていることを明かにする。

第4章において、須磨明石の地を作中場所とする世阿弥作修羅能に多く見える『源氏物語』の語句は、『源氏物語』を直接引用したのではなく、連歌における「源氏寄合」による所が大きい。世阿弥周辺の謡曲作者は世阿弥以上に積極的に「源氏寄合」を用い、須磨明石の地とは無縁の曲においてさえ「源氏寄合」を多用する事実などを指摘し、「ことば」の面における修羅能の変容を明かにする。

以上、序章から第1部にわたり、世阿弥のめざした修羅能の確立と早くからの変容を指摘する。

第2部においては、世阿弥以降に作能された謡曲における、修羅能の変化の具体相を指摘する。

まず第1章においては、謡曲〈朝長〉が、前場において生身の女性青墓の長者による源朝長の死を語る「いくさ語り」を置き、後場に修羅能本来ともいえるシテ朝長の霊によるシテ自身の「いくさ語り」を置く、という特殊な構成を取ることに注目し、一曲中に現在能における「いくさ語り」と修羅能における「いくさ語り」が置かれるのは、未整理であるのではなく、第1部に見た現代劇としての「いくさ語り」の方向の延長にあると説く。併せて、この謡曲〈朝長〉が、『平治物語異本』という、諸芸能を合せた性格を持つ散文作品に取り入れられ享受されることになる、という事実を明かにする。

第2章において、謡曲〈兼平〉は、前場においてシテ今井四郎兼平が主人源義仲の最期を語る「いくさ語り」をし、後場においてシテ兼平が自分自身の壮絶な最期の「いくさ語り」をするという、二つの指向の異なる「いくさ語り」を持ち、双方が本説である『平家物語』の本文を抜粋しつつ作詞されている事実を指摘し、世阿弥のめざした修羅能とは大きく異なる修羅能に変容しているとする。

以上、序章および2部6章にわたり、修羅能の眼目の一つ「いくさ語り」の分析を通じて、本説の「ままに書く」という世阿弥の説く能作の原則に即した夢幻能形式の修羅能が変容し、時代が更にと下ると武将の霊の語りとはしない現在能形式へと変容するという流れの方向、すなわち、観客にわかりやすい「いくさ語り」、観客が楽しむことのできる「いくさ語り」へという変容の方向を明かにする。

## 審査の結果の要旨

治承・寿永から文治にかけて(1177～1185)の源平の騒乱を主たる題材とし、その鬭争の故に、死後、六道のひとつ修羅道に堕ちた特に平氏の武将の霊がこの世に現れる、とする修羅能は、世阿弥によって創出された夢幻能の中でも、好まれ、繰りかえし上演されてきた。その修羅能が、世阿弥が能作書に「平家の物語のままに書くべし」と書き残していることに示されるように、本説を重視してその詞章が作られ、上演され続けてきた、とするのが従前の研究における大方の見方であった。

著者は、その常識とも言える見方に対し、修羅能の眼目の一つである武将の戦闘と最期を語る「いくさ語

り」について各作品の本文を検討し、早く世阿弥の生存中から変容が始まっていることを鮮やかに提示した。修羅能が必ずしも本説のままに能作されているわけではないこと、修羅能が作られ演じられた室町前・中期の観客にとって源平時代という過去の事件である事柄を「去年」あるいは「三年」前という現代劇ともいえる身近な事柄として演じること、武将の化身と霊とが語る世阿弥の創りあげた形式を離れ生身の人間あるいは別人が武将の「いくさ語り」をすること、一曲の中でその双方の「いくさ語り」が行われることがある事実、修羅能の作中場所が本説との関わりで『源氏物語』と重なることの多い件が与って『源氏物語』の「ことば」が「いくさ語り」に多用されるが、その「源氏寄合」が必ずしも『源氏物語』との関連で語る必要のない曲にまで用いられるようになること等々、修羅能における「いくさ語り」について、その本説との関わりの面、作中時間や作中場所という作品の設定の面、「いくさ語り」を担当する作中人物の設定の面、「源氏寄合」の件に見られるように修羅能の「ことば」の面など、多岐にわたって検討を加え、世阿弥作の修羅能から世阿弥周辺の作者による修羅能へ、更に室町時代中期の世阿弥以後の修羅能作品へと辿り、その変容を鮮やかに示した本論文は、修羅能に関する従前の研究を大きく進展させ、修羅能にとどまらず、能楽研究に寄与するところ大である。また、研究手続きの点で、謡曲の本文流伝を詳細に確認した上で、本説である中世軍記文芸における本文変化と流伝を正確に把握して修羅能の本説とされた本文を認定する慎重さは、その結果として明かになった諸事実と共に、今後の能楽の出典研究の在り方に一石を投ずるものである。

ただ、「源氏寄合」に関する検討は著者の考察が十分に至らず、論述に明快さの不足とも見える点があるが、それは本論文の瑕瑾にすぎない。『源氏物語』という大きな作品との関連における課題であり、連歌という同じ中世の文芸とはいえ能楽とは製作と享受の形態を異にする文芸につながる、重大な成果が期待されるところであり、今後の検討が本論文における著者の主張をさらに確実なものにしよう。また、修羅能が、というより夢幻能のほとんどが、その上演の場の点でも上演した演者の点でも、シテである亡魂が後世菩提の弔いをワキに願うという基本的在り方の点でも、宗教、特に仏教思想を表出しているという厳然たる事実は、避けて通ることのできない検討課題であろう。著者が今後の課題とした、室町期以降における諸芸能との関連の検討、芸能の観客および社会一般の人々の生活、はたまた、社会・政治の実態との関連の検討を合わせ、著者のさらなる研究を待つ。

修羅能における「いくさ語り」に関する諸方面の検討を通じて明かにした諸事実とそれに対する本論文の考察は、修羅能研究として重要な問題の解決への在り方を示しているのみならず、前述の、脇能に続いて成立したのが修羅能であるのか鬘能であるのかという能楽展開史に関する大きな課題の出発点の性格を併せ持っている。著者による今後の能楽全般にわたる成果が待たれる。

よって、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。